

第16回教育委員会会議

1 日時 令和3年9月28日（火） 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

| | |
|-------|-------------------|
| 山本 晋次 | 教育長 |
| 森末 尚孝 | 教育長職務代理者 |
| 平井 正朗 | 教育長職務代理者 |
| 巽 樹理 | 委員 |
| 大竹 伸一 | 委員（ウェブ会議の方法により参加） |
| 栗林 澄夫 | 委員 |
| 多田 勝哉 | 教育次長 |
| 塩屋 幸男 | 東住吉区担当教育次長 |
| 大継 章嘉 | 教育監 |
| 三木 信夫 | 理事兼政策推進担当部長 |
| 川本 祥生 | 総務部長 |
| 忍 康彦 | 教務部長 |
| 福山 英利 | 指導部長 |
| 水口 裕輝 | 教育センター所長 |
| 村川 智和 | 総務課長 |
| 橋本 洋祐 | 連絡調整担当課長 |
| 仲村 顕臣 | 首席指導主事 |
| 比嘉 直子 | 大学連携企画担当課長 |
| 本 教宏 | 教職員人事担当課長 |
| 糸山 政光 | 首席指導主事 |
| 松浦 令 | 教育政策課長 |
| 有上 裕美 | 教育政策課長代理 |

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

| | |
|--------|---|
| 議案第81号 | 「大阪市教育振興基本計画（素案）」について |
| 議案第86号 | 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について |
| 議案第87号 | 異議申立てに対する決定案について |
| 議案第88号 | 職員の人事について |
| 議案第89号 | 職員の人事について |
| 議案第90号 | 職員の人事について |
| 議案第91号 | 職員の人事について |
| 議案第92号 | 職員の人事について |
| 議案第93号 | 職員の人事について |
| 報告第19号 | 職員の人事について |
| 報告第20号 | 新・大阪市総合教育センター（仮称）の建築の進捗状況と拠点校・連携校について |
| 報告第21号 | 校長公募にかかる第2次選考の合格者の決定について |

なお、議案第87号、報告第21号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第81号、第88号から第93号、報告第20号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第86号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本市においては、令和3年4月より、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に該当する事案が発生した際に、速やかに外部有識者による初動調査を行うことができる体制を整備するため、第三者委員会を常設している。本運用を開始以降のおよそ半年間で、すでに複数件の調査事案が発生しているが、本委員会による調査の実施にあたっては、児童生徒や保護者からの聴き取りなど、心理に関する専門家の対応が望ましい場面が多く、円滑に調査活動を進めていくためには、これら専門家の増員を図る必要があるため、委員の委嘱を行うものである。

今回2名の方を委嘱したいと考えているが、それぞれ兵庫県の臨床心理士会及び奈良県の臨床心理士会から推薦をいただいた方である。一人目は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科の伊藤俊樹准教授である。伊藤准教授は、臨床心理士として大阪府、兵庫県、京都市及び神戸市においてスクールカウンセラーとして勤務された経験や、神戸市教育委員会において、いじめ重大事態事案にかかる第三者委員会の委員の経験をされている。二人目は、関西福祉科学大学の心理科学科の川上範夫教授である。川上教授は、臨床心理士として枚方市の適応指導教室のアドバイザーや、摂津市の教育センタースーパーバイザーなどを経験されている。

続いて、委員の任期については、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則の第3条第1項で2年間と定められており、委嘱期間はこの10月1日から令和5年の9月30日までとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第19号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件については、区役所の職員が兼務している教育委員会の職である教育政策課の教育担当課長、課長代理及び係長の人事である。区役所における人事異動に伴う免兼務及び兼務発令について、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により、本日報告するものである。

まず、第1項であるが、田中大輔については、異動に伴い教育委員会事務局総務部教育政策課大正区教育担当課長代理の兼務を免じた。後任として、第2項の浪速区役所保健福祉課担当係長の松川麻美を充てた。続いて、第3項であるが、森岡則行については、異動

に伴い、教育委員会事務局総務部教育政策課担当係長の兼務を免じた。後任として、第4項の西成区役所勤務、井上卓也を充てた。最後に第5項であるが、新たに総務部教育政策課担当係長兼務する者として、東成区役所市民協働課担当係長の小岸義弘を充てた。

採決の結果、全員異議なく、原案どおり可決。

議案第87号「異議申立てに対する決定案について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成27年11月に請求人より当該本人に係るいじめ事案に関して、教育委員会事務局へ提出した報告、記録、メモ等並びに本事案に関して関係機関が作成した報告、記録、メモ等を求める個人情報開示請求がなされた。これに対し、請求対象なる文書を76件特定して、平成28年1月7日付で部分開示決定を行ったところ、平成28年3月3日付で異議申立てがあり、個人情報保護審議会に諮問していた件である。

本市が当初開示しないこととしていた情報については、3種類ある。

まず、大阪市個人情報保護条例第19条第2号に該当するものとして、一つは請求者以外の個人情報である氏名、生年月日、住所、性別及び続柄などの情報。もう一つは、請求者以外の個人の主観、主張及び自己評価の情報である。これらは本件非開示部分1、個人に関する情報として分類している。次に、条例第19条第6号に該当するものとして、関係機関との協議等の情報で、開示すると当該事務事業の円滑な遂行に支障を及ぼす恐れがあるものなどの情報である。これらは本件非開示部分2、事務事業遂行情報として分類している。最後に、条例第19条第8号に該当するものとして、要保護児童対策地域協議会における検討・協議の情報である。これは、児童福祉法第25条の5により開示しないこととされており、本件非開示部分3、法令秘情報として分類している。これらの決定に対し、大阪市個人情報保護審議会からは、本件非開示部分1から3のうち、別表2及び別表3に掲げる部分を開示すべきとの答申がなされた。

開示すべきとされた主な理由について、アの本件非開示部分1のうち、別表2に掲げる情報についてであるが、一般的には請求人以外の個人情報を開示してしまうと、その個人の権利、利益を害する恐れがあると、開示しないことが認められているところ、枠囲みのAからFにかかる情報については、請求人が知り得る情報であり、個人情報保護条例において非開示とする情報の例外を規定した、但し書きアに該当するという理由である。イの

本件非開示部分2のうち、別表3に掲げる情報についてであるが、教育委員会事務局による評価や所見、関係機関の助言等を開示すると、当時の業務の遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるだろうと答申でも認められた。しかし、枠囲みのAからCにかかる情報については、本人がすでに了知している情報ということで、非開示とすべき理由にはあたらないというものである。なお、ウの本件非開示部分3については、法令により守秘義務が課せられた情報ということで、非開示が相当とされている。

具体的にどのような情報が非開示を取り消すべきとされたかについて、①から③の典型的な事例を紹介すると、①の事例として、請求人以外の個人情報のうち、氏名を開示すべきとされた例である。この文書は教育委員会事務局が作成した報告書だが、グレーの網掛けをした箇所は原処分どおり非開示が相当とされた部分で、点線で囲んだ箇所は答申で開示すべきとされた部分になる。本人への加害行為に関する記述であるが、関係者の氏名は、本件決定で開示されている他の文書から了知できる情報であった。②の事例として請求人以外の主観、主張、評価を開示すべきとされた例である。この文書は学校が作成した対応を時系列でまとめた文書である。点線囲みの2箇所は、連絡帳の記載もあり、請求者本人が了知している情報にあたるというものである。続いて、③の事例として、法律相談の個票、事務事業の支障を理由に非開示としたものだが、冒頭の枠囲み部分は、請求人本人が了知している情報であり、開示しても支障がないというものである。答申を受けての実施機関としての決定については、ここに記載のとおり、答申と同様に別表2及び別表3に掲げる部分の非開示決定を取り消し、その余の部分については棄却することとしたい。なお、議決をいただいたら、決定書を異議申立て人宛て送付したい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第81号「大阪市教育振興基本計画（素案）について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日お示しする修正案は、前回9月14日の教育委員の皆様からの意見並びに大森特別顧問からの意見等を踏まえ、事務局において再度検討し、一部記載事項の追記等を行ったものである。基本的な方向1、安全安心な教育環境の実現について、スマートフォン等の使用に関して他都市の事案も踏まえ、大森特別顧問より提案があったので、節度ある適切な使用に向けたルールを策定し、家庭と連携しながらルールの活用を図っていくことを追記

している。次に、基本的な方向4、誰一人取り残さない学力の向上について、平井委員からの、多読、速読といった手法スキルを加えるとともに、週1時間の総合的読解力育成の時間だけではなく、平常の教科でも読解力を重視する取り組みを入れ、学校現場で具体的に展開できるようにとのご指摘を踏まえ、国語科を要として、日々の教育活動全般において多読、速読など、言語活動の充実を図っていくことを明記した。続いて、第2編のいじめへの対応の施策目標の表の上から4つ目の項目を、森末委員より、内心の自由に触れる恐れがないよう、外形的な対応で受けるような表現を検討するようにとのご指摘を踏まえ、いじめられる側にもそれなりの理由や原因があるといった姿勢で対応するのではなく、との表現に改めた。また、同表の上から3つ目及び4つ目の項目の、令和3年度末の実績値については、現行の質問から文章が変更となったので、未測定としてバーに修正している。続いて、第2編の1-6 安全教育の推進の中段、2030年以降の社会を見据えたためざすべき姿の項の3段落目に、第1編と同様に、スマートフォン等による取り扱いを追記するとともに、SNS等を用いた教職員による児童生徒との私的なやりとりの禁止を徹底することを明記している。また、具体的な取り組み例の3つ目以降に、スマートフォン等の節度ある適切な使用ルールの策定等を追記した。続いて、4-1の言語活動、理数教育の充実の中段、2030年以降の社会を見据えたためざすべき姿の項に第1編と同様に、読解力の育成に向けた取り組みとして、多読、速読等のスキルを養成できるよう、具体的な素材をもとにした教科における授業モデルを作成し、各校での実践を推進することを追記した。

本日、計画素案を議決いただいたならば、10月1日から11月1日までパブリックコメントを実施する。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 スマートフォン等によるインターネットを通じたゲーム、動画、SNS等については、自他の安全や人権を守るように節度ある使用をする、とありますし、SNS等を用いた教職員による児童生徒との私的なやりとりの禁止の徹底についても記載されています。このように計画に明記して、それを実現するようにしないといけないと思います。例外的に私的なやりとりが必要だということもありますけれど、それは最小限に抑えるようにしていかないといけないと思います。もう一点、SNSによるいじめで、学校で配布されたタブレットを使ってということがありましたが、そういうことが絶対にないよう取り組んでいかないといけないと思っていますので、よろしくお願いします。

【三木理事兼政策推進担当部長】 森末委員のご指摘の2点につきましては、特に厳守していきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

採決の結果、全員異議なく、原案どおり可決。

報告第20号「新・大阪市総合教育センター（仮称）の建築の進捗状況と拠点校・連携校について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和6年4月に供用開始をめざしている、仮称、新・大阪市総合教育センター（以下、新教育センター）というが、これは大学と行政、企業等が一堂に会する新しいシンクタンク機能を持った施設の設置ということで、次期教育振興基本計画の施策の方向性にも位置付けられており、今年3月30日の教育委員会会議で基本構想の説明をさせていただいた。本日は、この間進めてきた基本設計に基づく建物の構成やレイアウト、特色と併せて「連携交流チャレンジ機能」を具体化する施策としての、拠点校・連携校の方向性について、説明させていただく。

外観のイメージは、大阪教育大学天王寺キャンパス内の土地に建築する区分所有建物で、1階から5階部分が大阪教育大学、6階から10階部分が新教育センターとなる。次に6階から順に説明させていただくと、6階の「シナジースクエア」は、教員が大学、企業等と共に研究の発表をしたり、自主的な研修会を行ったりするオープンスペースである。5階の大阪教育大学の産官学連携エリアと直通階段で結び、合築による連携の効果を高める。教育関係の資料を集積した「情報ギャラリー」や、動画教材作成のためのスタジオを設置し、教員が研修のみならず、自己研鑽できるフロアとする。6階にはすべての利用者への配慮として、自認する性に関係なく利用できるオールジェンダートイレを設置する。7階、8階部分は事務室スペースとなっている。現教育センターを移転する他、総務部、学校運営支援センターなど、複数の部署で管轄していたICTに関する業務を新教育センターで一体的に運営することで、教育DXの更なる推進を図る。同様に、学力向上支援をはじめとするシンクタンク機能を集約し、ビッグデータを活用した分析力を高め、授業モデルの作成や教員研修との連携強化を図る。9階、10階は研修室スペースである。各階とも、研修室を6室設置している。9階の研修室4から6、それと10階の研修室2、3はスライディングウォールにより、大人数での研修に対応できるよう設計している。また、研

修内容についても刷新を図り、より現場の課題に対応できるようにする。次に、大阪教育大学部分であります1階から5階であるが、1、2階は研究室、学生エリアで、大学教授の研究スペースや学生のゼミ指導のエリアとなっている。3、4階は未来型教室のエリアで、大学生がICTを活用した授業づくりを行ったり、子どもたちがこれからの時代に求められる資質能力を育成したりすることができるフロアとなっている。このフロアについては、大阪市の学校も利用できるよう調整しており、EdTechを活用したSTEAM教育などの研究、実践が期待される。5階は「ノンテリトリアル・フロア」である。企業ブースは産官学連携プロジェクトで掲げる課題に対応できる企業や、NPO法人を誘致する予定と聞いている。管理上は大阪教育大学のフロアとなっているが、大阪市もこのフロアを活用できるようになっており、産官学連携を進めて、共同研究等の事業やアクティブラーニング等の新しい教育課題への対応を図っていく。

今後のスケジュールとしては、9月までの基本設計を受けて、10月から実施設計を行い、令和4年9月から建設工事に着手し、令和5年12月に竣工、令和6年4月に供用開始予定となっている。

次に新教育センター拠点校・連携校について説明する。これまでに様々な授業で大学等の専門家と協同して学校の課題解決に向けて取り組み、「ビッグデータの活用」や「データ分析とアセスメントに基づいたR-PDCAサイクルによる取り組みの円滑化」など、一定の成果が明らかになった。

一方、課題としては、大学等専門家の知見を活用することで見えてきた課題解決方法を推し進める人材の育成が挙げられる。こうした成果と課題を踏まえ、「高度な資質能力を持った人材の育成」と、「現場を中心に据えた研究活動の円滑化」を図るために、拠点校・連携校を設置する。拠点校・連携校は、「教員は学校で育つ」という考え方を基本としている。学校現場の課題解決をめざした研究を通して、力量のある教員も同時に育てる仕組みである。拠点校ではICT環境を活かした教育やカリキュラムマネジメントなど、次代に求められる先進的な研究を行う。拠点校から連合教職大学院に教員を派遣し、学校での実践と教職大学院での学びや省察を往還させることを通して、課題解決への研究を行う。研究には大阪教育大学の学部から大学院に進学した大学院生、いわゆるストレートマスターも加え、校内の研究体制を整え、課題解決への研究に取り組む。これらの研究活動を通して、ストレートマスターは即戦力として本市の教員採用へ繋げる。また、教員は全市の課題解決のために力を発揮する人材を育成し、管理職への登用へと繋げていく。将来

的には、拠点校での研究経験のある教員が指導主事となり、指導主事として拠点校の研究に携わることも想定している。このように持続可能な人材育成システムをめざすことから、人材育成の拠点校とも位置づけたいと考えている。

一方、連携校では学校だけでは解決することが難しい課題、例えば、貧困と学力格差の問題や不登校支援、就学前教育との接続などについて、課題にマッチする全国の大学教員等の専門家や研究グループと連携、協働して課題解決への研究を進める。連携校では様々な機関や人材、専門家とも連携するなど、「大阪市版チーム学校」として、課題解決のための研究を進めていく。拠点校・連携校を活かした人材育成の高度化をイメージし、図式化したものであるが、このような仕組みを通して得た研究成果は新教育センターを拠点に、全市に発信し、本市の教育力の底上げを図る。最後に拠点校は2校から4校程度、連携校は10校程度、位置づける予定である。選定については、来年度プレ実施を行い、その成果等を踏まえて募集要項を作成し、令和6年度に本格実施できるよう、準備を進めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 4点ほど、意見、感想を言いたいのですけれども、まず1点目ですが、シナジースクエアを6階に設けるということについて、このように場の提供を行い、あるテーマに沿って、色んな人が集まって何かを行うことは大事で、そのとおりだと思います。その上で、これが成功するかどうかは、やはり運営者自身がうまく運用していくということが重要だと思います。色々なベンチャーを集めて、あるいは関係する人を集めるとしたとしても、運営者自身がしっかりしないと、なかなか成果が得られないので、ぜひこのシナジースクエアを主体として、専門に管理するような人を配置して運用をしていただきたいというのがあります。

それから2点目に、学生や大学の先生といった色々な分野の方が集まった時に、もちろん学問的な話もいいのですけれども、やっぱり交流の場という意味で、胸襟を開いて、少しリラックスをして話せるような場があればいいと思います。企業では一般的には宿泊ができるような、そういった場所を設けていたりするので、そういったことが出来る場というのも、この施設の中に入れていただきたいというのがあります。

それから3点目は、3階4階に最新のICT設備を入れるということですが、この世界は技術が日進月歩なので、将来にわたって、適宜新しい設備に触れられるように、予算面も含めて考えていただければありがたいです。

それから、最後に4点目ですが、この拠点校や連携校において色々な検討をしようとする方の負担軽減という意味で、ある程度まとまった時間でそういった課題に向き合えるように、時間的な配慮が必要ではないかというように思っていますので、ぜひこれから実際に建物ができて、運用していく段階で、この4点にご配慮いただければありがたいと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 1点目のシナジースクエア等につきましては、企業等と一緒に相乗効果を生みだせるように、そのキーマンとなるような、多分野との接点となるような人材をできるだけ配置できるように、今後考えてまいりたいと思います。

交流の場という点につきましても、そういった中から新しいアイデアが生まれたりしますので、胸襟を開いて情報交換ができるような形での運営を考えていきたいと思っております。

また、ICT設備等につきましては、3、4階は大阪教育大学の部分にはなりますが、大阪市部分についても、機種更新等に向けた今後の予算獲得等につきましては、引き続き、努めてまいりたいと思っております。

また、ここを活用する教員が課題に向き合える時間を創出していけるように、今後とも庁内で調整してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【平井委員】 拠点校・連携校を活用して、その研究成果を全市もしくは全国に発信していくとありますが、そもそもこの新教育センターをつくる時には大阪公立大学も入っていました。研究成果を全市または全国に発信していくにあたり、可能な限り、先端をいく教育分野を研究している専門家に参画できるようにすべきだと思います。

【三木理事兼政策推進担当部長】 承知いたしました。当然のことながら、大阪公立大学や京都大学、大阪大学や神戸大学といった、様々な国公立の大学や私立の大学とも連携してまいります。これまでも色々な知見を活用させていただきながらやってきたところもございまして、今後とも、大阪教育大学以外の大学との連携も引き続きできるような形で、公平で自由な研究というのを進めてまいりたいと考えております。

【平井委員】 大阪市全域の教育力を向上させていくには、多くの知見を活用することが児童・生徒のためになることは自明ですから、そのあたりを明記した方が活性化するのではないのでしょうか。

【栗林委員】 大阪教育大学の方の立場で、この計画にどういうバックグラウンドがあって、こういうことになっているのかということをお話させていただきたいと思っています。

平井先生の方からご指摘があった点は、ある意味当然なのですが、根底には今、教員養成のあり方というのは非常に大きく変わろうとしています。これまであった課程認定制というものは、基本的に根本から変えてしまうということが、中央教育審議会でも今、議論になろうとしている段階です。そういったことを踏まえて、日本の学校制度そのものをどうしていくのかということが、非常に大きな課題になっているということは、皆さんご存知だと思うのです。戦後70数年も6・3・3・4制を維持してきましたけど、こんな国、世界中どこにもありません。つまり、改革をどういう形で教育制度の中に盛り込んでいくかというのは、国と国との間の競争関係があるわけで、これだけグローバル化が進展してきた中で、オンラインなどで検索することができるようになってしまって、そういう矛盾が非常に大きく見えるようになってしまった。これまでの慣例からすると、東京が中心になって案を作ることが行われてきましたが、今それが期待できないような状況がございいます。とすれば日本の中でそういう役割を果たす組織がいるわけで、様々な取り組みがございいます。先ほど、平井先生からもご指摘があったような、大阪全体で例えば大阪公立大学法人との連携というのも、実はこの中にはもう入ってしまっています。また、大竹先生にもご指摘いただいた3、4階部分等についても、どういう未来型の機材を入れるか、もうすでに国から照会が来ています。そういうことを全体として取り組んでいく機関の一つなのだとすることを前提にして、ご指摘の点はまったくそのとおりで、関西、それから大阪がどういう役割を果たすかということが求められる時期が来ていると思いますので、これは建物としては確かに1階から5階部分を大阪教育大学が所有し、6階以上を大阪市の所有するということになってはいますが、大阪教育大学は他にも西館とあって、広い場所で飲食を伴う、そういう催しが可能なスペースはすでに用意しておりますし、研究発表のホールのようなものもその中にすでに設置しております。そういったものを皆で利用して、そして将来の日本の学校教育のモデルになるような、新しいモデルスキームという

ものを、皆で作っていく計画でもあります。背景にはそういうことが、段階を踏んで進んでいるということで、受け止めていただくとありがたいと思います。

【平井委員】 国の施策についても、間接的に聞いています。私が視点を置いているのは研究という点であって、研究のあり方に関して公正公平な立場に立った時に、多くの大学に優れた研究者がいるわけですから、その方たちの新知見も入れて市全体の教育力を向上させるという書き方がよいように思います。

【山本教育長】 大阪市として見れば、ちょうど今、議論している教育振興基本計画が、施策の中心、考え方の基本になるわけですね。これをどのようにして十二分に達成していくのか。今回の新教育センターについて言いますと、2030年の社会を見据えたときに、大阪市の施策として、大阪教育大学と一緒に設置してということになりますが、色んな課題がこれからも出てきますし、狭いエリアでの対応ではなかなか解決が難しい課題が多いと考えています。ですので、そこに総合的な観点で横串を刺して、最先端の知恵と色んな考え方を取り入れて解決機能を持たせると同時に、発信機能を持たせていきます。今回、予算をかけてこれまでの研修機能に加えてシンクタンクの機能やICTの機能を追加するというのは、根本的には客観的なデータに基づく教育行政、教育実践を進めていくということです。大阪市の17万人の義務教育段階の子どもたちが9年間の中で、どのように成長しているのかは、全体像としてはわかっても、科学的な検証なんて出来ていないわけですね。その部分をしていくために、ビッグデータや新教育センターを活用して、大阪教育大学や大阪公立大学、大阪大学や京都大学と、様々な連携をしていくのですが、あくまで根本は、今ご審議いただいている大阪市教育振興基本計画であって、計画に沿って合理的、科学的に議論をしていただくというようになっていけば、非常にありがたいと思っています。他の研究機関にもどんどん参加いただけたらいいのではないかなと思っています。これもこれからの議論ですので、それぐらい幅を持ったものであればいいなと思っています。これからまた建屋の建築とともに、ソフト部分を決めていただく中では、今いただいたような意見も含めて、ご議論をいただいて、肉付けをしっかりとさせていただきたいなと思っていますところでございます。

【平井委員】 ビッグデータや学力向上に関するワーキンググループが既に発足し、着実に成果を上げています。これまでの諸先生方のご尽力も十分に踏まえた上で、進めていただきたいと思います。

【山本教育長】 今までやってきていただいたプロジェクトの方は、こちらの建屋の完成とともに、より一層充実していただいて、継続的に、発展的に関与していくものと考えています。

【平井委員】 過去に取り組んできた研究成果、ビッグデータも含めて、これらも多くの大学の先生方の知見をお借りしているわけです。教育成果は長年、かかって出てくるものです。新型コロナの影響など、これまでの取り組みを尊重しながら真の意味での連携教育を構築すべきだと思います。

【森末委員】 単純な質問ですけれども、今の教育センターでは大きな講堂があり、4月の初めに全校長先生集めて話しをするとか、研修をするという機会がありましたね。これからは全部オンラインでやるという方法もあるのですが、皆が集まる場というのが、やはり人間の営みとしては必要なこともあるのではないかなと思うのですが、今回の新教育センターはそこまでの広さはなさそうなので、その場合はどうするのでしょうか。例えば区役所のホールや、栗林先生がおっしゃったように、大学のホールをお借りすとか、どのように考えられていますか。

【三木理事兼政策推進担当部長】 現在の教育センターが約1万平米あるところが、3,000平米ぐらいになりますので、かなりのダウンサイズになります。9階10階の研修室の壁を取り払っても、なかなか全市校園長会の規模は難しいところです。そういった必要がある場合は、一つはオンライン等も活用しながら、区民センターや、大阪市の職員人材開発センター、あるいは大学施設などを活用することで対応できると考えております。

【巽委員】 まず、オールジェンダートイレ、ジェンダーフリーとも言われると思うのですが、これからの時代、すべての人が安心して使えるトイレという面では、どんどん推奨していかないといけないものだと私も思っております。ただ、中の個室が6個室ありますが、こういう構図になると、やはり犯罪の方が多くなってきたりする場合がありますので、本学にもあるのですが、後付けで例えば上の穴のところを埋めたりとか、下も全部壁にしたりとか、防犯面の強化というのをきっちりととっていく必要があることを、経験上からお伝えいたします。

次に、教員スペースについてですが、本学でも数年前に新しい建物が建った時に、オープンスペースというのが多く取り入れられましたが、学生との交流が増えたり、教員の横の繋がりが出来たり、企業などと気軽に話ができるというメリットがあります。一方で、採点業務であったりとか、厳密な書類の取り扱いや、あと論文の執筆であったりとか、そ

ういった時はやはり鍵付きの個室が必要ということで、個室というか、鍵付きの部屋もあれば非常に助かると思いました。

もう一点なのですが、動画撮影用のスタジオを活用した、オンデマンド研修というものもあるのですが、実際、大学の方でこの2年間、ライブ型や対面型、オンデマンド型など、色々やらせてもらったのですが、ライブ型とオンデマンド型はだいぶ落ち着いて、教員個人の自助努力といったことでだいぶまかなえるものになってきました。多くの教員がこれからはハイフレックス、いわゆる学生が対面であったり、オンラインであったり、それをフレキシブルに選べるような授業というのが増えてくると思うのです。

対面以外にも、自宅でも同時に授業が受けられるということになると、オンデマンドではなくて、ハイフレックスが主流になってきて、今後活用していく機会が多いように思いますので、先ほどの研修もそうなのですが、ぜひこういったことも検討いただけたらいいかと思います。

【水口教育センター所長】 オールジェンダートイレの防犯面の強化というのは、私たちも考えているところございまして、国際基督教大学が2020年の3月に設置をされたという記事があったので、話を聞かせていただきました。同じように防犯面は気になっていたとのことで、出入口は2箇所、且つ内部を回遊できるような配慮をし、追い詰められるような構造を避けたということと、個室の扉もなるべく上下の空きを少なくしたということです。さらに、盗撮機等の対策のために、内部に余計な物品を置かずにシンプルな形にしていることもお聞きしました。2020年3月の設置からの1年半ぐらいで、犯罪に繋がるようなことは一切なかったとのことでございます。それと、特に設置にあたって懸念された点については、前例があまりない仕組みだったので、利用者が少ないことを懸念されたことですが、現状では90%の学生は満足あるいは普通に使えているとのことでした。また、少し不安だなと思うのが15%程度、やはり出てきているとお聞きしました。導入にあたっては、利用者側の意識が大きいから、やはり施設の設置とともに啓蒙の活動が必要ではないかとお話をいただきまして、大阪市の教育をリードするということを考えていきますと、一人一人の子どもたちに人権を大切にすることを教えるためにも、6階についてはこのトイレを設置して、防犯面も最大限配慮していくのがいいのではないかと考えているところです。

それと、3階のスタジオのライブ型についてですが、今、教育センターの方でも集合研修ができない状況なので、基本的に初任者研修など、様々な研修というのはオンデマンド

の研修、プラス可能であれば集合研修なのですけれども、オンラインの研修も取組を進めているところです。今はそういった形で進めていきながら、新センターに向けても、よりよい形を作っていけたらと思っているところです。実際、オンデマンドの研修を受講した受講生からは、いつでも、何度でも繰り返し見ることができることができ、非常にためになっているという声も聞いています。また、集まれない中でオンラインによる研修をしてもらい、非常に助かるというようなことも聞いています。しかしながら、やはり直接会って話をしたいという要望も、やはり新任教員などは多くありますので、そこは状況に応じて対応していくよう進めているところでございます。

【山本教育長】 令和6年までの間に実施設計等の具体的なことも進めてまいります。この施設自体をどのように運営していくかについても、これからの先生方との議論の中で決まっていくわけですので、その中でまたハードの建付けも変わってくる可能性が十分ございます。まったく新しいものをつくるという意味でご負担をおかけしますけれども、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

報告第21号「校長公募にかかる第2次選考の合格者の決定について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

第2次選考の合格者数について、小・中学校共通については33名、高等学校については1名、幼稚園については2名の合格とする。

合否通知について、9月29日付で受験者へ発送する予定である。

今後のスケジュールであるが、第3次選考は個人面接として、10月12日から19日までの平日6日間で実施予定である。

議案第88号から議案第93号「職員の人事について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第88号について、横堤中学校教頭より退職の申出があったため、9月30日付をもって退職を承認する。

議案第89号について、横堤中学校教頭の退職に伴い、その後任人事として、指導部指導主事、松藤康之を充てる。

議案第90号について、東中本小学校教頭の休職に伴い、その後任人事として、指導部指導主事、濱澤和之を充てる。

議案第91号について、8月24日開催教育委員会会議における議案第76号により欠員となっていた指導部総括指導主事に、教務部総括指導主事、高松幸織を充てる。

議案第92号について、8月24日開催の教育委員会会議における議案第75号により欠員となっていた市教育センター次席指導主事に、市教育センター総括指導主事、井上伸一を充てる。

議案第93号について、育和小学校教頭の復職に伴い、市教育センター指導主事に充てる。

以上6件について、議案第89号は10月1日付、それ以外の5件は9月30日付で発令を予定している。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
